

# 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

令和 年 月 日

亀山市水道事業

亀山市長 櫻井 義之 様

届 出 者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選 任

の届出をします。

解 任

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称     |                    |           |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
|                             |                    |           |